

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院・外来費用等お支払いの際は、当該認定証または限度額区分が記載された資格確認書を医療機関等の窓口にご提示いただくことで、下記のとおり一部負担限度額の適用及び標準負担額の減額が受けられます。

※マイナ保険証（健康保険証として利用登録済みのマイナンバーカード）は限度額適用認定証として利用できます。

記

1 自己負担限度額（月額）

所得区分		自己負担限度額	多数回該当 (4回目以降)
ア イ ウ エ	基準 総 所得 額	901万円超	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%
	600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	140,100円
	210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	93,000円
	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	44,400円
			24,600円

- ※ **基準総所得額**とは、同世帯の国保加入者全員の「総所得金額等から住民税基礎控除額を差し引いた額の合計額」を示します。診療月が8月～12月の場合は前年、1月～7月の場合は前々年の基準総所得金額から所得区分を判定します。
- ※ **住民税非課税世帯**とは、世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の世帯を示します。
- ※ **多数回該当**とは、診療月当月を含む過去12か月の間に、自己負担限度額の適用された月が3回以上ある場合、4回目から自己負担限度額が軽減される制度です。
- ※ **入院時の食事代や保険適用とならない費用（差額ベッド代など）は対象外となります。**
- ※ 区分は年間所得額で決定します。ただし、**世帯主と国保加入者全員の所得状況が確認できない場合は区分ア**になります。
- ※ 住民税の修正申告や世帯員の異動等により、**所得区分に変更があった場合には新たな区分の認定証または限度額区分が記載された資格確認書を交付**いたします。交換等せずにそのまま使用したときは、後日医療費の精算が発生する場合があります。
- ※ **国民健康保険税に滞納がある場合、認定証または限度額区分が記載された資格確認書の交付は出来ません。**

(裏面に続きます)

2 療養病床以外の病床に入院するときの食事代（食事療養標準負担額）

区 分		入院時の食費 (1食当たり)
一 般 の 方 (住民税課税世帯)		550円 (注1)
標準負担額減額認定証の 交付を受けた方 (住民税非課税世帯)	90日までの入院	270円
	90日を超える 入院 (注2)	220円

(注1) 区分が一般の方で、小児慢性特定疾病児童または指定難病患者の方、平成28年4月1日時点で既に1年以上継続して精神病床に入院している方（合併症などにより転退院した場合で、同日内に再入院される方を含む）は、330円。

(注2) 過去12か月間の入院日数が合計91日以上になった場合、申請をすることで、食事療養標準負担額が減額されます。詳しくは問合せ先にお問合せください。

3 療養病床に入院の65歳～69歳の方の食事代（生活療養標準負担額）

区 分	1食当たりの食費	1日当たりの居住費 (注3)
現役並み所得及び一般の方 (住民税課税世帯)	550円 又は 510円 (注4)	430円
標準負担額減額認定証の 交付を受けた方 (住民税非課税世帯)	270円	430円

(注3) 指定難病患者の方、入院医療の必要性が高い方は、居住費の負担がかからず、上記1の「食事療養標準負担額」と同額の負担となります。

(注4) 医療機関によって異なります。どちらの金額（550円又は510円）となるかは医療機関におたずねください。

◆認定証の有効期限

申請した月の初日から（申請した月に国民健康保険に加入した方は国民健康保険加入日から）翌年の7月31日となります。ただし、申請した月が1月から7月までの場合は、その年の7月31日までとなります。

◆認定証の更新

自動更新ではありません。8月以降も継続して認定証が必要な場合は、申請が必要です。8月以降の申請は、7月中旬から受付を始めますので、再度申請をしてください。住民税の課税状況等をもとに、認定の見直しを行います。

※マイナンバーカードを限度額認定証としてご利用の場合、情報が自動的に更新されるため、申請の必要はありません（過去12か月間の入院日数が合計91日以上になった場合を除く）。

問合せ先 山武市役所国保年金課国民健康保険係

☎0475-80-1143